

証券コード 9522
(発送日) 2023年3月15日
(電子提供措置開始日) 2023年3月6日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
リニューアブル・ジャパン株式会社
代表取締役社長 眞 邊 勝 仁

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.rn-j.com/ir/stock/meeting.html>

(上記当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9522/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「リニューアブル・ジャパン」又は「コード」に当社証券コード「9522」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、その場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月29日(水曜日)午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（URL）にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノカンファレンスセンター（飯野ビルディング4階） Room A
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第12期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
4. 招集にあたっての決議事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には、電子提供措置事項から下記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月30日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後5時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月29日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

XXXXXXXX年 X月XX日

〇〇〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（可取票）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

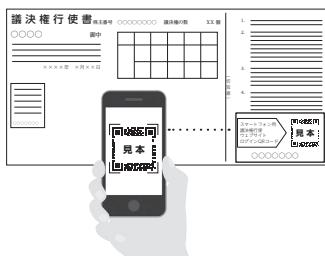
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

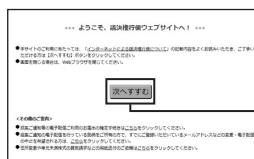
議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループが位置する再生可能エネルギー事業は、気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の締結を契機に脱炭素化に向けた取組みが世界的な潮流となっており、日本を含む150ヶ国以上の国がカーボンニュートラルを表明しております。日本においては、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとし、カーボンニュートラルの実現を目指すこと、そのために、省エネルギーを徹底し再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、規制改革等の政策を総動員しグリーン投資の更なる普及を進めること等が宣言されました。また、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2030年度の再生可能エネルギーの電源構成の占める割合は、従来の第5次エネルギー基本計画の22～24%から36～38%へと1.5倍以上に引き上げられました。

再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しており、今後も再生可能エネルギー市場はより一層拡大していく見通しです。

当連結会計年度における当社グループの事業において、開発事業については、自社開発及びセカンダリー双方で発電所の取得をすすめた結果、発電所の開発又は保有数は累計で186件となり、設備容量は914.1MWとなりました。2022年9月には当社にとって初の海外案件となるソコボス太陽光発電所(スペイン王国、設備容量21.6MW)を取得いたしました。また、2022年12月にはトリホス太陽光発電所(スペイン王国、設備容量7.9MW)を取得し、海外において保有する発電所は2件、設備容量は29.6MWとなりました。

これにより、当社グループが保有する稼働済み発電所のネット設備容量(設備容量に当社グループ持分割合を乗じたもの)は、2022年12月31日時点で合計355.3MWとなりました。

2022年8月には、鹿児島県垂水市と「再生可能エネルギーの活用に関する連携協定書」を締結いたしました。これは、垂水市強靱化地域計画及び垂水市地球温暖化対策実行計画に基づく垂水市内のカーボンニュートラルに向けた取組みを加速・拡大させ、垂水市の持続可能なまちづくりを推進させるためのものです。今後、当社は、垂水市におけるオンサイト型PPA(Power Purchase Agreement、発電事業者が電力需要施設に太陽光発電設備を設置

し、発電した電気を電力需要施設にて消費するというスキームの電力購入契約)による太陽光発電所の導入を計画しております。垂水市所有の施設の屋上及び屋根に当社が太陽光発電設備を設置し、発電事業者として当社が発電した電気を垂水市所有の施設へ供給する予定です。

2022年12月には、太陽光発電所の取得資金として203億円を再生可能エネルギープロジェクトボンドスキームにより調達しました。本プロジェクトボンドは、日本の再生可能エネルギーグリーンプロジェクトボンドにおける過去最大の発行額となりました。また、当社として12件目となるプロジェクトボンドの発行で、発行総額は1,105.5億円となりました。

O&M事業については、外部からの受注を強化したことにより、他社からの受託が累計95件、設備容量684.1MW、総計で264件、設備容量1,306.5MWとなり、当社の開発事業及びO&M事業の拠点は全国29か所となりました。

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人(以下「対象者」といいます。)を連結子会社化することを目的として、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により、当社の連結子会社である合同会社アールジェイ7号を公開買付者として、対象者の投資口を取得することを決議し、2022年5月13日から2022年6月23日を取得期間として本公開買付けを実施いたしました。

本公開買付けの結果、2022年6月30日(本公開買付けの決済の開始日)付けで対象者が当社の連結子会社となり、当社グループは本公開買付けに伴う手数料等を計上いたしました。

当社グループは、今後も再生可能エネルギー事業の拡大を通じてCO2削減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高17,718,960千円(前期比11.1%増)、営業利益1,289,455千円(同42.2%減)、経常損失1,360,681千円(前連結会計年度は経常利益990,726千円)、親会社株主に帰属する当期純損失1,526,471千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益529,953千円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は10,206,054千円となり、その主なものは日本再生可能エネルギーインフラ投資法人取得に伴う機械及び装置の増加9,561,271千円等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、金融機関から短期借入金46,575,150千円、長

期借入金69,123,826千円の借入を実行し、社債の発行により500,000千円、SMBC日興証券からオーバーアロットメントによる売出しに関する第三者割当増資の払込及び新株予約権の行使等により708,725千円の資本調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は2022年10月1日付けで当社の完全子会社であるアールジェイ・インベストメント株式会社にAM事業を譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は2022年4月9日付で当社の完全子会社である株式会社みらい電力の電力小売事業に係る資産及び負債について、吸収分割により承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人他6社は新たに持分の過半を取得したこと等により連結の範囲に含め、株式会社みらい電力他2社は重要性が乏しくなったこと等に伴い、連結の範囲から除外しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

	第9期 (2019年12月期)	第10期 (2020年12月期)	第11期 (2021年12月期)	第12期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	20,600,837	22,276,045	15,950,856	17,718,960
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	341,535	731,546	990,726	△1,360,681
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	268,051	462,784	529,953	△1,526,471
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△) (円)	13.05	19.20	20.47	△52.70
総 資 産 (千円)	55,360,689	63,392,900	119,766,011	166,729,399
純 資 産 (千円)	4,578,943	6,315,927	14,097,815	12,608,729
1株当たり純資産 (円)	178.17	227.65	374.03	318.63

②当社の財産及び損益の状況

	第9期 (2019年12月期)	第10期 (2020年12月期)	第11期 (2021年12月期)	第12期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	8,754,365	13,324,831	7,055,416	10,155,836
経 常 利 益 (千円)	544,480	202,455	1,142,844	2,072,586
当 期 純 利 益 (千円)	526,800	581,402	371,676	1,223,127
1株当たり当期純利益 (円)	25.66	24.13	14.36	42.23
総 資 産 (千円)	25,279,111	27,858,838	52,728,972	70,278,871
純 資 産 (千円)	4,626,247	6,196,997	10,897,306	12,811,183
1株当たり純資産 (円)	200.17	240.08	383.43	439.22

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
アールジェイ・インベストメント株式会社	250,000千円	100.0%	再生可能エネルギー事業
日本再生可能エネルギーオペレーター匿名組合事業	－	100.0	再生可能エネルギー事業
サクシード四日市山田匿名組合事業	－	100.0	再生可能エネルギー事業
多治見北小木匿名組合事業	－	100.0	再生可能エネルギー事業
一関大東匿名組合事業	－	100.0	再生可能エネルギー事業
赤芝水力発電株式会社	9,500	95.2	再生可能エネルギー事業
合同会社RJエネルギー新潟阿賀野（注3）	100	51.0	再生可能エネルギー事業
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人	17,234,199	100.0	再生可能エネルギー事業
他16社			

(注) 1. 「主な事業内容」欄において、セグメントの名称を記載しております。

(注) 2. 「議決権の所有割合」欄において、株式会社及び投資法人については議決権の所有割合、合同会社及び匿名組合事業については出資割合を記載しております。

(注) 3. 当社と匿名組合契約を締結しております。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 事業領域の拡大への取組み

当社グループは、再生可能エネルギー発電所のデベロッパーとして、太陽光発電所を中心として、水力発電所や風力発電所の開発を行っております。また、再生可能エネルギー発電所の開発にとどまらず、蓄電池の活用などの検討を積極的に進めております。

また、当連結会計年度においては、スペイン王国において現地法人を設立し、太陽光発電所を2件取得しました。

当社グループは、多様な再生可能エネルギー発電所の開発、蓄電池などの新技術の活用、海外展開等により事業領域の拡大に努めてまいります。

② 循環モデルによる事業拡大

当社グループの収益構造は、安定的な積み上げが期待できる売電事業及び発電所運営管理事業からのストック収益と、発電所の売却収入等のフロー収益から構成されております。

今後は、開発した発電所を自社保有して安定的な売電収入を得ることに加え、発電所の一部を私募ファンド等に売却することでバランスシートをコントロールしつつ、その売却収入を再投資資金として新たな開発を行う循環モデルにより成長を加速させてまいります。加えて、売却先ファンドのAM業務や、O&M業務を受託することで、安定的なストック収益を確保してまいります。また、O&M事業については、外部受注の拡大を進め、更なる成長を目指してまいります。

③ Non-FITへの対応

当社グループは、従来、固定買取価格制度（以下、FIT）の認定を受けた再生可能エネルギー発電所の開発及び保有により事業の拡大を進めてまいりましたが、将来においては、電力をエンドユーザーや卸売市場へ相対で売却（以下、Non-FIT）するような形に移行するものと考えております。

そのようなNon-FIT時代において、当社グループの再生可能エネルギー事業の収益性を維持するためには、発電所開発コストの低減が必要となります。

開発コストのうち、造成コストについては、ゴルフ場の活用、屋根上への設置、遊休地の活用など、造成を伴わない開発案件の検討を進めております。

EPCコストについては、より低コストで高品質な発電所建設を目指し、建設の初期段階である設計時から費用削減の意識を高めて、最終的な発電所建設コストの低減に努めております。

開発コストの他、発電所完成後のランニング・コストについても低減する施策を検討しております。

④地域との共存・共生

地域との共存・共生について、当社グループの地方における開発事業及びO&M事業の拠点は、年々増加しており、当連結会計年度末時点において全国29か所となりました。また、その事務所のある地域の方々の雇用に加えて、地域住民、地方公共団体及び地域の企業などと連携し事業展開することにより地方の活性化に貢献しております。

また、当社では書籍の寄贈や住民を招いての環境勉強会など開催しておりますが、そういった取り組みが、当社の事業創出の機会にもつながると考えております。

今後も、このような活動を積極的に増やし、地方の活性化に貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

再生可能エネルギー事業

(6) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都港区
事	業	所
		岩手事務所（岩手県一関市）、宮城事務所（宮城県柴田郡川崎町）、福島事務所（福島県白河市）、静岡事務所（静岡県伊豆の国市）、能登事務所（石川県羽咋郡志賀町）、松阪事務所（三重県松阪市）、伊勢事務所（三重県伊勢市）、吉野事務所（奈良県吉野郡吉野町）、大阪事務所（大阪府枚方市）、大阪中央事務所（大阪府大阪市）、鹿児島事務所（鹿児島県垂水市）

② 主要な子会社

アールジェイ・インベストメント株式会社	東京都港区
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人	東京都港区

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
再生可能エネルギー事業	266 (23) 名	3名減 (10名増)
合計	266 (23)	3名減 (10名増)

(注) 使用人は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
241 (22) 名	7名減 (10名増)	47.3歳	3.1年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,683,055千円
三菱HCキャピタル信託株式会社	70,415,536
株式会社三十三銀行	6,660,750
オリックス銀行株式会社	6,494,269
株式会社SBI新生銀行	5,888,000
その他 (他38社)	43,624,901
合計	137,766,511

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,168,370株
- ③ 株主数 5,037名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 H & T コ ー ポ レ ー シ ョ ン	109,366百株	37.49%
東 急 不 動 産 株 式 会 社	48,740	16.71
SHANGHAI ALLIANCE FINANCIAL SERVICES	20,000	6.86
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	18,902	6.48
眞 邊 勝 仁	8,600	2.95
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	6,834	2.34
Y a n g P a n g	2,960	1.01
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 5 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	2,500	0.86
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	2,500	0.86
CITYBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.	2,500	0.86

(注) 持株比率は自己株式 (38株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項

2022年1月24日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は409,200株増加しております。

新株予約権の行使により発行済株式の総数は338,260株増加しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	眞邊 勝仁	一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会理事
取締役専務執行役員	佐野 大祐	管理本部長
取締役常務執行役員	牧野 達明	開発本部長兼新規プロジェクト開発室長兼プロジェクト推進部長
取締役常務執行役員	齋藤 靖之	O&M本部長
取締役	ヤン パン	Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. CEO
取締役	沼野 由行	虎ノ門企業情報株式会社代表取締役 グローウィン・パートナーズ株式会社上席顧問
取締役	安田 義則	
取締役	池内 敬	東急不動産株式会社取締役専務執行役員 戦略事業ユニット長 東急不動産ホールディングス株式会社執行役員 仙台国際空港株式会社社外取締役 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会代表理事 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事
取締役	土田 誠行	株式会社日本共創プラットフォーム常務執行役員
常勤監査役	岸本 誠之	アールジェイ・インベストメント株式会社社外監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	芳木 亮介	Y Plus Advisory株式会社代表取締役 芳木公認会計士事務所代表 東京ボード工業株式会社社外監査役
監査役	豊島 國史	豊島総合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役ヤンパン氏、沼野由行氏、安田義則氏、池内敬氏及び土田誠行氏は、社外取締役であります。
2. 監査役芳木亮介氏及び豊島國史氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役岸本誠之氏及び監査役芳木亮介氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役岸本誠之氏は、長年にわたりJ A三井リース株式会社の内部監査部長を務めてきた経験があります。
 - ・監査役芳木亮介氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査役豊島國史氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 当社は、社外取締役沼野由行氏及び安田義則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、役員として職務を行うにあたり、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その賠償責任限度額を超える分については、当然に免責するものとする旨の責任限定契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約により、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が補償されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為、不正行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った被保険者自身の損害は補償の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、会社法第361条第7項に定める取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社のコーポレート・ガバナンスは、「執行と監督の分離」を促すモニタリング・モデルを指向しており、取締役会の基本的役割は、経営陣による業務執行を監督することにあると位置づけております。

当該観点から、個々の取締役の報酬については、経営監督に関する知見・経験を有する優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とすることを基本方針とし、これに個々の取締役の役位、職責、業績、貢献度等を加味して決定しております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬等の非金銭報酬は採用いたしません。

【基本報酬に関する方針】

取締役の基本報酬は、月例及び毎年一定時期に支給する賞与の固定報酬とし、他社水準、役位、職責、業績、貢献度等を総合的に考慮して決定するものとします。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	78,290 (20,290)	78,290 (20,290)	—	—	8 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	18,120 (6,720)	18,120 (6,720)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	96,410 (27,010)	96,410 (27,010)	—	—	11 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2018年9月10日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内(うち

社外取締役年額50百万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役5名)です。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2016年3月28日の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役2名)です。
4. 取締役会は、代表取締役社長眞邊勝仁に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の貢献度等の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、取締役会から諮問を受けた任意の諮問機関である指名報酬委員会が事前に審議し、代表取締役社長は指名報酬委員会の答申に従うものとしております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、独立社外取締役が過半数を占める任意の諮問機関である指名報酬委員会が、決定方針を踏まえて審議し、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、その答申に従って決定しているため、その報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役ヤンパン氏は、Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. のCEOであります。Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd.は当社の株主であり、取引関係があります。
- ・取締役沼野由行氏は、虎ノ門企業情報株式会社の代表取締役及びグローウィン・パートナーズ株式会社の上席顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役池内敬氏は、東急不動産株式会社取締役専務執行役員戦略事業ユニット長、東急不動産ホールディングス株式会社執行役員、仙台国際空港株式会社社外取締役、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事及び一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会代表理事であります。東急不動産株式会社は当社の株主であり、当社は、同社及び一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会との間に取引関係があります。
- ・取締役土田誠行氏は、株式会社日本共創プラットフォーム常務執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役芳木亮介氏は、Y Plus Advisory株式会社の代表取締役、芳木公認会計士事務所代表及び東京ボード工業株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別

の関係はありません。

- ・ 監査役豊島國史氏は、豊島総合法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 ヤ ン パ ン	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席いたしました。同氏は、当社創業時から当社事業内容を熟知しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から、有効かつ適切な助言・提言を行っております。また、同様の観点から、業務執行に対する実効的な監督を行い、社外取締役としての適切な役割を果たしております。</p>
取締役 沼 野 由 行	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席いたしました。同氏は、大手証券会社及びコンサルティング会社における国内外の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般及びグローバルな観点から、有効かつ適切な助言・提言を行っております。また、同様の観点から、業務執行に対する実効的な監督を行い、社外取締役としての適切な役割を果たしております。</p> <p>さらに、任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員長として、同委員会を主導し積極的に意見を述べることにより、経営陣の評価の妥当性・透明性確保に重要な役割を果たしております。</p>
取締役 安 田 義 則	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席いたしました。同氏は、大手金融機関のトップとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般及び経営者としての観点から、有効かつ適切な助言・提言を行っております。また、同様の観点から、業務執行に対する実効的な監督を行い、社外取締役としての適切な役割を果たしております。</p> <p>さらに、任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、同委員会において積極的に意見を述べることにより、経営陣の評価の妥当性・透明性確保に重要な役割を果たしております。</p>

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 池 内 敬	<p>当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回全てに出席いたしました。同氏は、当社の事業戦略上の重要なパートナーである東急不動産株式会社において、取締役専務執行役員という重要な職責を担っております。また、同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般並びに不動産及びインフラストラクチャー事業に関する専門的な観点から、有効かつ適切な助言・提言と業務執行に対する実効的な監督を行い、社外取締役としての適切な役割を果たしております。</p>
取締役 土 田 誠 行	<p>当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席いたしました。同氏は、大手金融機関の経営陣を歴任し、国内外の投融資及び事業再編等に携わってまいりました。また、同氏は、金融機関における経験を通じて、再生可能エネルギー事業にも深い造詣を有しております。同氏は、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の各種プロジェクトを客観的かつ多角的に評価して、有効かつ適切な助言・提言と業務執行に対する実効的な監督を行い、社外取締役としての適切な役割を果たしております。</p>
監査役 芳 木 亮 介	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全て、監査役会12回のうち12回全てに出席いたしました。同氏は、公認会計士としての長年の経験に基づき、会計の専門家としての観点から、財務・会計に関わる経営問題、内部統制、リスク管理などについて、取締役会において、有効かつ適切な助言・提言を行っております。また、監査役会においても、同様の観点から、適宜、必要な発言を行うとともに、実効的な監査を行っております。</p>
監査役 豊 島 國 史	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全て、監査役会12回のうち12回全てに出席いたしました。同氏は、弁護士としての長年の経験に基づき、法律の専門家としての観点から、コンプライアンスに関わる経営問題、内部統制、リスク管理などについて、取締役会において、有効かつ適切な助言・提言を行っております。また、監査役会においても、同様の観点から、適宜、必要な発言を行うとともに、実効的な監査を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63,250千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	38,490,856	流 動 負 債	22,859,208
現金及び預金	14,444,792	買掛金	151,523
売掛金及び契約資産	1,421,868	短期借入金	3,460,450
販売用発電所	16,855,180	1年内償還予定の社債	148,000
仕掛販売用発電所	1,200,113	1年内返済予定の	
未成工事支出金	853	長期借入金	9,667,717
その他	4,568,047	1年内返済予定の	
固 定 資 産	128,238,542	ノンリコース長期借入金	4,480,552
有 形 固 定 資 産	114,063,926	リース債務	15,735
建物及び構築物	3,631,198	未払金	1,557,976
機械装置及び運搬具	102,034,229	未払法人税等	642,788
土地	4,667,169	事業整理損失引当金	5,286
リース資産	184,796	その他	2,729,177
建設仮勘定	6,065,192	固 定 負 債	131,261,461
その他	156,689	社債	1,600,000
減価償却累計額	△2,675,349	長期借入金	43,554,252
無 形 固 定 資 産	3,590,821	ノンリコース長期借入金	74,855,539
のれん	1,403,567	リース債務	141,604
その他	2,187,254	資産除去債務	2,891,362
投資その他の資産	10,583,794	修繕引当金	110,290
投資有価証券	3,364,946	長期未払金	3,159,647
繰延税金資産	1,471,456	繰延税金負債	4,393,747
長期前払費用	5,083,043	その他	555,016
その他	775,462	負 債 合 計	154,120,670
貸倒引当金	△111,114	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	166,729,399	株 主 資 本	9,300,588
		資本	4,627,673
		資本剰余金	4,451,657
		利益剰余金	221,317
		自己株式	△59
		その他の包括利益累計額	△6,634
		為替換算調整勘定	△6,634
		非 支 配 株 主 持 分	3,314,774
		純 資 産 合 計	12,608,729
		負 債 純 資 産 合 計	166,729,399

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		17,718,960
売上総利益		11,895,419
販売費及び一般管理費		5,823,540
営業外収入		4,534,085
受取利息	5,953	
受取配当金	16,551	
受取組保投資利益	215,754	
匿名組合による投資利益	41,981	
その他	363	
営業外費用		27,561
支払利息	1,701,383	
支払手の数	1,154,195	
その他	102,725	
経常損失		2,958,303
特別損失		1,360,681
固定資産売却益	9,848	
段階取得に係る差益	69,321	
事業整理損失引当金戻入額	12,520	
特別損失		91,690
固定資産除却損	1,469	
税金等調整前当期純損失		1,469
法人税、住民税及び事業税	1,068,957	
法人税等調整額	△855,215	
当期純損失		1,270,460
非支配株主に帰属する当期純利益		213,742
親会社株主に帰属する当期純損失		1,484,202
		42,268
		1,526,471

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	20,095,160	流 動 負 債	14,607,617
現金及び預金	5,589,932	買掛金	135,163
売掛金及び契約資産	1,226,669	短期借入金	3,460,450
営業投資有価証券	1,266,532	1年内償還予定の社債	148,000
販売用発電所	8,336,831	1年内返済予定の長期借入金	9,650,917
貯蔵品	3,660	リース債務	14,983
未成工事支出金	853	未払金	416,786
前渡金	88,941	未払費用	117,266
前払費用	278,946	未払法人税等	457,253
立替金	1,973,908	契約負債	7,039
その他	1,328,884	預り金	106,182
固 定 資 産	50,183,710	前受収益	85,754
有形固定資産	22,124,758	関係会社整理損失引当金	5,286
建物及び構築物	161,062	その他	2,533
機械及び装置	16,649,871		
車両運搬具	1,854	固 定 負 債	42,860,070
工具、器具及び備品	132,386	社債	1,600,000
土地	4,667,169	長期借入金	39,879,252
リース資産	180,620	リース債務	141,041
建設仮勘定	649,449	長期前受収益	759,439
減価償却累計額	△ 317,656	資産除去債務	388,390
無形固定資産	441,479	その他	91,947
借地権	267,939		
商標権	2,777	負 債 合 計	57,467,687
ソフトウェア	112,960	(純資産の部)	
その他	57,801	株 主 資 本	12,811,183
投資その他の資産	27,617,472	資本金	4,627,673
投資有価証券	1,318,256	資本剰余金	4,627,673
関係会社株式	6,941,933	資本準備金	4,627,673
その他の関係会社有価証券	17,131,577	利益剰余金	3,555,896
出資金	48,020	その他利益剰余金	3,555,896
関係会社長期貸付金	800,000	繰越利益剰余金	3,555,896
長期前払費用	637,632	自 己 株 式	△ 59
繰延税金資産	266,617	純 資 産 合 計	12,811,183
その他	473,435	負 債 純 資 産 合 計	70,278,871
資 産 合 計	70,278,871		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,155,836
売上原価	2,874,560
売上総利益	7,281,275
販売費及び一般管理費	3,418,508
営業利益	3,862,767
営業外収益	
受取利息	40,221
受取配当金	16,551
その他	8,173
合計	64,946
営業外費用	
支払利息	705,501
支払手数料	300,802
匿名組合投資損失	848,823
その他	0
合計	1,855,127
経常利益	2,072,586
特別利益	
投資有価証券売却益	69,321
事業譲渡益	160,000
その他	12,520
合計	241,841
特別損失	
関係会社整理損	10,690
その他	1,982
合計	12,672
税引前当期純利益	2,301,755
法人税、住民税及び事業税	857,724
法人税等調整額	220,903
当期純利益	1,223,127

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

リニューアブル・ジャパン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 亮一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木 浩一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リニューアブル・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リニューアブル・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別し

た内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

リニューアブル・ジャパン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	吉田 亮一
業務執行社員		
指定有限責任 社員	公認会計士	佐々木 浩一郎
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リニューアブル・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守

したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、

会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

リニューアブル・ジャパン株式会社 監査役会
常勤監査役 岸本 誠之 ㊟
社外監査役 芳木 亮介 ㊟
社外監査役 豊島 國史 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款の記載内容を精査し、定款第2条の事業目的を一部変更します。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、主な変更箇所は、変更案の下線箇所となります（文言の修正又は調整による軽微変更の明記は、省略しております。）。

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
<p>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1)再生可能エネルギーによる発電を含む発電事業全般</p> <p>(2)再生可能エネルギー事業を対象とするファンドの組成、運用、管理</p> <p>(3)再生可能エネルギー事業の証券化業務</p> <p>(4)再生可能エネルギー事業のコンサルティング</p> <p>(5)小売電気事業全般</p> <p>(6)小売電気事業のコンサルティング</p> <p>(7)再生可能エネルギー関連機器材、部品の輸出、輸入及び販売</p> <p>(8)第二種金融商品取引業</p> <p>(9)投資助言・代理業</p> <p>(10)投資運用業</p> <p>(11)適格投資家向け投資運用業</p> <p>(12)適格機関投資家等特例業務</p> <p>(13)匿名組合財産の運用及び管理</p> <p>(14)匿名組合出資持分等の集団投資スキーム持分に 関し出資された金銭の分別管理</p> <p>(15)下記物品並びにその部品若しくは付属品の輸 入、製造、販売、賃貸及びその代理・仲介・斡旋 (各号省略)</p> <p>(16)不動産の売買、賃貸、管理及び仲介</p> <p>(17)不動産特定共同事業</p> <p>(18)土木・建築工事の設計、施工および請負</p> <p>(19)電気工事業</p> <p>(20)損害保険代理店業務</p> <p>(21)農地の賃貸、仲介、管理及び利用</p> <p>(22)農畜産物の生産、加工、販売、貯蔵、運搬</p> <p>(23)農畜産物の生産に関する作業の受託、コンサル ティング</p> <p>(24)農畜産物生産に必要な物品の輸出入、製造、販 売、賃貸、仲介、所有・管理及び利用</p> <p>(25)貸農園、農業体験農園、農園休憩宿泊施設の 飲食業の経営</p> <p>(26)地方活性化に関する支援業務全般の実施及びそ の代理・仲介・斡旋</p> <p>(27)前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1)再生可能エネルギーによる発電を含む発電事業 全般</p> <p>(2)再生可能エネルギーによる発電所を含む自家用 電気工作物及び一般電気工作物の保安・保守（維 持管理全般）、運営及び運用</p> <p>(3)再生可能エネルギー事業を対象とするファンド の組成、運用及び管理</p> <p>(4)再生可能エネルギー事業の証券化業務</p> <p>(5)小売電気事業及び特定卸供給事業</p> <p>(6)再生可能エネルギー関連の設備、機械器具及び 業務・情報システムの企画、製造、販売、リー ス、設置、保守（維持管理全般）、運営及び運用</p> <p>(7)前各号の事業及び再生可能エネルギー事業全般 を含むコンサルティング</p> <p>(8)第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投 資運用業及び適格投資家向け投資運用業</p> <p>(9)匿名組合の企画及び組成、並びに匿名組合財産 の運用及び管理</p> <p>(10)下記物品並びにその部品若しくは付属品の輸 入、製造、販売、賃貸及びその代理・仲介・斡旋 (各号省略)</p> <p>(11)不動産の売買、賃貸、管理及び仲介</p> <p>(12)不動産特定共同事業</p> <p>(13)土木・建設工事の設計、施工及び請負</p> <p>(14)電気工事業</p> <p>(15)農地の賃貸、仲介、管理及び利用</p> <p>(16)農畜産物の生産、加工、販売、貯蔵、運搬、生 産に関する作業の受託及びコンサルティング並び に農畜産物の生産に必要な物品の輸出入、製造、 販売、賃貸、仲介、所有・管理及び利用</p> <p>(17)貸農園、農業体験農園及び農園休憩宿泊施設の 経営</p> <p>(18)地方活性化に関する支援業務全般の実施及びそ の代理・仲介・斡旋</p> <p>(19)教育研修事業</p> <p>(20)前各号に附帯する一切の業務</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員である社外取締役を委員長とする任意の「指名報酬委員会」での審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	まなべ かつひと 眞 邊 勝 仁 (1965年12月3日)	1991年1月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 2005年3月 バークレイズ・キャピタル証券株式会社 (現バークレイズ証券株式会社) 入社 2008年8月 ザイス・ジャパン株式会社代表取締役社長 2012年1月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 2022年6月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定 電源推進協会理事 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 理事	860,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 眞邊勝仁氏は、大手外資系証券会社を経て2012年に当社を設立いたしました。前職等で培われた金融ノウハウを活かし、資金調達から開発、EPC、アセットマネジメント、O&Mまで業容を拡大し、10年にわたり、一貫して再生可能エネルギー事業を推進してまいりました。このような経験、見識及び人脈に基づき、当社取締役会の意思決定に重要な役割を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値向上のために、同氏の強力なリーダーシップと決断力が不可欠であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2022年12月31日）時点の株式数を記載しております。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	まきの たつ あき 牧 野 達 明 (1963年8月6日)	1989年4月 日本国土開発株式会社入社 2000年11月 株式会社新生銀行（現SBI新生銀行） 入行 2004年8月 株式会社東京スター銀行入行 2006年11月 ドイツ銀行入行 2012年11月 トライフットマネジメント株式会社代表取 締役 2016年9月 当社入社 金融事業本部戦略事業部長 2017年4月 当社執行役員金融事業本部戦略事業部長 2017年8月 当社取締役金融事業本部副本部長兼戦略事 業部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員開発本部長（現 任）	40,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>牧野達明氏は、大手金融機関及びゼネコン等を経た後、当社に入社いたしました。当社においては、金融及び不動産開発における高い専門性を活かし、金融事業部門、開発部門等を歴任しております。同氏は、発電所の開発及び取得に関するリーダーシップを発揮し、新たな発電所の開発、獲得、新規プロジェクトの推進等に尽力してまいりました。かかる経験及び見識に基づき、当社取締役会の意思決定に重要な役割を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2022年12月31日）時点の株式数を記載しております。

候補者 番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	ヤン パン (1963年7月17日)	1994年7月 コロンビア大学物理学科准教授 2000年10月 RiskMetrics Group,Inc.入社 2002年5月 ZAIS Group Holdings,Inc.入社 2007年2月 ZAIS Solution Shanghai Co., Ltd.代表取締役会長 2011年2月 Shanghai Alliance Financial Services Co.,Ltd. CEO (現任) 2014年8月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Shanghai Alliance Financial Services Co.,Ltd. CEO	296,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>ヤンパン氏は、学者及び経営者として幅広い見識を有しており、当社は、創業時より、同氏から当社の経営及び事業に関する幅広い助言を受けてきました。それゆえ、同氏は、当社の事業内容を十二分に熟知しており、かつ、今後のグローバル経営にとっても有益な助言をいただけると判断しております。そこで、同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から、有効かつ適切な助言・提言と業務執行に対する監督を行い、当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2022年12月31日）時点の株式数を記載しております。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	ぬま 沼 の よし 野 ゆき 由 行 (1964年11月21日)	1988年4月 野村証券株式会社入社 2007年4月 同社英国現地法人(ノムラ・インターナショナルplc) 欧州投資銀行部門共同部門長 2010年3月 野村証券株式会社産業戦略開発部長 2012年4月 野村ホールディングス株式会社ASEAN室長 2013年4月 フロンティア・マネジメント株式会社専務執行役員 2017年3月 当社社外取締役(現任) 2019年3月 虎ノ門企業情報株式会社代表取締役(現任) 2019年4月 グローウィン・パートナーズ株式会社上席顧問(現任) (重要な兼職の状況) 虎ノ門企業情報株式会社代表取締役 グローウィン・パートナーズ株式会社上席顧問	10,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>沼野由行氏は、大手証券会社及びコンサルティング会社における国内外の投資銀行・アドバイザー業務を経て、代表取締役として企業経営にも携わっております。同氏の国内外の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般及びグローバルな観点から、有効かつ適切な助言・提言と業務執行に対する監督を行い、当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与していただけるものと期待しております。また、任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員長として、同委員会を主導し積極的に意見を述べることにより、経営陣の評価の妥当性・透明性確保に重要な役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末(2022年12月31日)時点の株式数を記載しております。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	やす だ よし のり 安 田 義 則 (1951年8月26日)	1975年4月 農林中央金庫入庫 2003年6月 同金庫常務理事 2006年6月 農中信託銀行株式会社代表取締役社長 2010年6月 JA三井リース株式会社代表取締役社長執行 役員 2015年6月 同社取締役会長 2018年3月 当社社外取締役 (現任)	10,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>安田義則氏は、大手金融機関の代表取締役として、長年企業経営に携わってまいりました。同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般及び金融実務に関する専門的な観点から、有効かつ適切な助言・提言と業務執行に対する監督を行い、当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与していただけるものと期待しております。また、任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、積極的に意見を述べることにより、経営陣の評価の妥当性・透明性確保に重要な役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2022年12月31日）時点の株式数を記載しております。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
6	いけ うち たかし 池 内 敬 (1965年2月15日)	1989年4月 東急不動産株式会社入社 2018年4月 仙台国際空港株式会社社外取締役(現任) 2019年4月 東急不動産株式会社常務執行役員都市事業ユニット長兼インフラ・インダストリー事業本部長 2020年4月 同社取締役常務執行役員都市事業ユニット長 2021年4月 東急不動産株式会社取締役常務執行役員戦略事業ユニット長 2021年6月 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会代表理事(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 東急不動産ホールディングス株式会社執行役員(現任) 東急不動産株式会社取締役専務執行役員戦略事業ユニット長(現任) 2022年6月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事(現任) (重要な兼職の状況) 東急不動産株式会社取締役 東急不動産ホールディングス株式会社執行役員 仙台国際空港株式会社社外取締役 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会代表理事	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>池内敬氏は、当社の事業戦略上の重要なパートナーである東急不動産株式会社において、都市事業ユニット長及び戦略事業ユニット長等を歴任し、現在、同社の取締役専務執行役員という重要な職責を担っております。同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般並びに不動産及びインフラストラクチャー事業に関する専門的な観点から、有効かつ適切な助言・提言と業務執行に対する監督を行い、当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末(2022年12月31日)時点の株式数を記載しております。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
7	つち だ しげ ゆき 土 田 誠 行 (1962年9月3日)	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 新生銀行） 入行 2001年11月 農林中央金庫入庫 2007年4月 株式会社あおぞら銀行入行 同社執行役員投資 銀行部門兼事業法人部門副本部長 2009年1月 同社執行役員経営企画所管 2009年10月 株式会社産業革新機構入社 執行役員 2013年6月 同社専務執行役員 2015年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル専務 理事 2016年6月 株式会社産業革新機構専務取締役 2018年9月 株式会社INCJ専務取締役 2020年12月 株式会社日本共創プラットフォーム入社 常務執行役員（現任） 2022年3月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本共創プラットフォーム常務執行役員	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>土田誠行氏は、大手金融機関の経営陣を歴任し、国内外の投融資及び事業再編等に携わってまいりました。また、同氏は、金融機関における経験を通じて、再生可能エネルギー事業にも深い造詣を有しております。さらに、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の専務理事を歴任しており、当社が今後必要とされるスタートアップ企業との協業などに対しても、支援が頂けるものと期待しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、投融資の専門家としての観点から、当社の各種プロジェクトを客観的かつ多角的に評価して、有効かつ適切な助言・提言と業務執行に対する監督を行い、当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与していただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2022年12月31日）時点の株式数を記載しております。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	※ いけ だ えい しん 池 田 栄 進 (1969年12月22日)	1992年4月 川鉄運輸株式会社（現JFE物流株式会社）入 社 1997年4月 株式会社ラウンドワン入社 2007年7月 同社財務部長 2016年4月 同社経理部長 2019年7月 当社入社 財務部長 2020年10月 当社執行役員財務経理本部長兼財務部長 2021年1月 当社執行役員財務経理本部長兼財務部長兼企 画室長 2022年8月 アールジェイ・インベストメント株式会社取 締役（現任） 2023年1月 当社常務執行役員財務経理本部長兼財務部長 兼企画室長（現任） (重要な兼職の状況) アールジェイ・インベストメント株式会社取締役	15,900株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>池田栄進氏は、上場会社財務及び経理部長を歴任し、長年にわたり財務及び会計に携わり、財務及び会計分野において多くの成果を上げてまいりました。また、現在は、当社の常務執行役員財務経理本部長兼財務部長兼企画室長として財務戦略の立案・実行を中心に諸施策に取り組んでおります。かかる経験及び見識に基づき、当社取締役会の意思決定に重要な役割を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2022年12月31日）時点の株式数を記載しております。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
9	※ ふじ わら まさる 藤 原 勝 (1962年10月18日)	1986年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 (現シティグループ証券株式会社) 債券部 1994年9月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社外国債 債券部 2005年6月 バークレイズ・キャピタル証券株式会社 (現バークレイズ証券株式会社) 営業企画 部 2008年1月 バークレイズ・ウェルス・サービス株式 会社 2016年6月 当社入社 社長室長 2019年8月 アールジェイ・インベストメント株式会社 専務取締役 2019年10月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 執行役員 アールジェイ・インベストメント株式会社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) アールジェイ・インベストメント株式会社代表取締役社長	19,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>藤原勝氏は、大手外資系証券会社等を経た後、当社に入社いたしました。当社においては、社長室長を歴任し、その後、当社子会社であるアールジェイ・インベストメント株式会社の代表取締役社長及び同社が資産運用を行う日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の執行役員を歴任し、投資家との対話を積極的に行ってきました。かかる経験及び見識に基づき、当社取締役会の意思決定に重要な役割を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末(2022年12月31日)時点の株式数を記載しております。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. ヤンパン氏、沼野由行氏、安田義則氏、池内敬氏及び土田誠行氏は、社外取締役候補者であります。
4. ヤンパン氏、沼野由行氏、安田義則氏、池内敬氏及び土田誠行氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、ヤンパン氏が8年7か月、沼野由行氏が6年、安田義則氏が5年、池内敬氏及び土田誠行氏が1年となります。
5. ヤンパン氏、沼野由行氏、安田義則氏、池内敬氏及び土田誠行氏の選任が承諾された場合、当社は、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が補償されることとしており、被保険者全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案が承認され、各候補者が取締役になされた場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は、沼野由行氏、安田義則氏及び土田誠行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は各氏を独立役員とする予定であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

第12回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

リニューアブル・ジャパン株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、第12回定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年6月29日	2015年12月22日
新 株 予 約 権 の 数		50個	2,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 500,000株 (新株予約権1個につき 10,000株)	普通株式 24,000株 (新株予約権1個につき 10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 262,000円 (1株当たり 26.2円)	新株予約権1個当たり 2,000円 (1株当たり 200円)
権 利 行 使 期 間		2017年6月30日から 2025年6月28日まで	2017年12月23日から 2025年12月22日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 2,400個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 500,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年12月26日	2017年3月27日
新 株 予 約 権 の 数		2,400個	1,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,000株 (新株予約権1個につき 10株)	普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき 10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2,300円 (1株当たり 230円)	新株予約権1個当たり 3,700円 (1株当たり 370円)
権 利 行 使 期 間		2019年1月1日から 2026年12月11日まで	2019年4月4日から 2027年3月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2

役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,400個 24,000株 1名(注)4	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,800個 18,000株 2名(注)4
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

	第8回新株予約権	第9回新株予約権			
発行決議日	2018年7月2日	2020年4月22日			
新株予約権の数	900個	12,500個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,000株 (新株予約権1個につき 10株)	普通株式 125,000株 (新株予約権1個につき 10株)			
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 4,500円 (1株当たり 450円)	新株予約権1個当たり 4,500円 (1株当たり 450円)			
権利行使期間	2020年7月19日から 2028年7月1日まで	2022年5月1日から 2030年3月27日まで			
行使の条件	(注)2	(注)3			
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	900個 9,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	11,500個 115,000株 3名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,000個 10,000株 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1)新株予約権の割当時において当社の取締役であった新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社取締役会が認める場合はこの限りではない。
- (2)新株予約権の割当時において当社と社外協力関係にあった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社と社外協力関係にあることを要する。但

- し、当社取締役会が特別に社外協力関係終了後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- (4)新株予約権者は、一度の手續きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
2. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1)新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役・監査役または使用人であった者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役・監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
- (2)新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社または当社の子会社の取締役・監査役または使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1)新株予約権者は、2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純損益が20億円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた個数を限度として、新株予約権を行使することができる。
- (2)新株予約権発行時において当社または当社の子会社の取締役・監査役または使用人であった者は、新株予約権行使時においても、当社または当社子会社の取締役・監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
- (3)新株予約権発行時において当社または当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社または当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社または当社の子会社の取締役・監査役または使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
- (4)新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 取締役1名及び社外取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
5. 2015年12月22日付けで普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2017年

12月8日付けで普通株式1株につき10株の割合でもって株式を分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につき、取締役会において次のとおり決議しています。

リニューアブル・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）は、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための体制として、以下の基本方針を定め、本方針に従い、当社グループの内部統制システムを適切に構築・運用する。

(1) 当社グループの取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、役職員を対象とした「行動規範」を定め、コンプライアンス体制の基盤としており、当社グループの取締役はその率先垂範となり、社員に対して周知徹底を図る。
- ②当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督及び監査役会の監査という組織体制の下で、取締役の職務執行の適法性を確保する。
- ③当社は、法務・総務部を設置し、法令違反及びその他のコンプライアンス違反行為が生じないよう、若しくは生じた場合に速やかに対応できるよう、当社のコンプライアンス体制の構築・運用を推進する。
- ④当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を定め、役職員が遵守すべき法令及びコンプライアンスの周知徹底を図り、コンプライアンス意識を向上させる。
- ⑤当社は、役職員の法令及び定款違反行為の未然予防並びに早期発見のために内部通報体制を整備及び運用し、役職員の法令及び定款違反等の重要な問題については、懲罰委員会を開催し、「就業規則」に従い適正に処分を決定する。
- ⑥当社グループは、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度をもって対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の適切な管理体制の基盤としており、当社の取締役は、社員に対して情報資産管理の重要性について理解を得られるよう周知徹底を図る。
- ②取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体（データ）に記録し、定められた期間、取締役が閲覧可能な状態で適切に保存・管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、法務・総務部を設置し、企業活動全般に係る個々のリスクについて、認識・分析・評価し、対応することを定めた「リスク管理規程」及びその他個別リスクに係る規程等に従い、リスク管理体制を整備・構築する。
- ②当社は、「子会社管理規程」を定め、当社グループの企業活動上で認識しうるリスクを収集し、分析・評価できるリスク管理体制を整備・構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を原則として月1回実施し、必要に応じて臨時の取締役会を開催して、取締役の間で職務執行の状況を監督するとともに意思の疎通を図り、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。
- ②当社は、取締役会の決定に基づく業務執行について、当社の「組織規程」「稟議規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等に従い、役割、責任及び業務手続を明確にしており、必要に応じて見直しを図る。
- ③当社は、常勤取締役及び執行役員等から構成される経営会議を定期的実施し、取締役会付議事項及び業務執行上の重要な事項等の審議・諮問を行う。

(5) 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び当社グループの取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社グループは、「行動規範」等のポリシーを定め、当社グループに適用させ、業務の適正を確保する体制の基盤とした上で、当社グループ各社が諸規程を制定及び改定する。
- ②「子会社管理規程」に従い、当社グループの業績、財務及び経営上重要な事項について当社へ定期的に報告する体制を整備して管理する。
- ③当社の内部監査室は、「内部監査規程」及び「財務報告に関する内部統制規程」に従い、当社グループの業務監査及び内部統制システムの有効性評価を行い、業務の適正を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役は、必要がある場合は取締役に通知した上で、その指定する者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。
 - ②前号により、監査役から命令を受けた社員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は監査役に対してのみ実施する。
- (7) 当社グループの取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①監査役は取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び社員から説明を受けることができるものとする。
 - ②当社グループの取締役及び社員は、監査役に対して、法令及び定款の遵守に関する事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、速やかに報告する。報告の方法については、会議、面談、電話又は電子メール等により随時報告できる体制を整備する。
 - ③監査役へ報告した取締役及び社員が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ①当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ②監査役は、監査の実施に当たり必要と認められる場合、独自の外部専門家に相談することが可能であり、その費用は会社が負担する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、代表取締役社長及び取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。
 - ②監査役は、内部監査室及び会計監査人と情報共有を随時実施し、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

(10) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備及び運用状況を評価し、維持・改善に努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

当社の取締役会は、取締役9名（うち社外取締役5名）で構成されております。取締役会においては、四半期に1回業務執行状況の報告を行っているほか、月1回以上の定例取締役会を開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。当事業年度は、取締役会を13回開催いたしました。

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、監査役全員が出席し、取締役会の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(2) 監査役の職務執行について

当社は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時開催をしております。当事業年度は、監査役会を12回開催しました。

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

(3) コンプライアンス・リスク管理について

内部通報制度運用規程を制定し、内部通報窓口と外部通報窓口を常設して、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

また、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長が当社のリスク管理の最高責任者となるとともに、管理本部が代表取締役社長の下で当社の事業遂行に関わる様々なリスクについて

管理を行っております。また、リスク・コンプライアンス委員会において、全社的なリスク管理体制の整備を推進し、運用を評価しております。

(4) 反社会的勢力排除について

取引先との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	4,273,310	4,586,753	1,744,518	-	10,604,582
会計方針の変更による累積的影響額			7,846		7,846
遡及処理後当連結会計年度期首残高	4,273,310	4,586,753	1,752,365	-	10,612,429
当連結会計年度変動額					
新株の発行	354,362	354,362			708,725
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,526,471		△1,526,471
自己株式の取得				△59	△59
連結範囲の変動			△4,576		△4,576
連結子会社株式の取得による持分の増減		△489,459			△489,459
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	354,362	△135,096	△1,531,047	△59	△1,311,840
当連結会計年度末残高	4,627,673	4,451,657	221,317	△59	9,300,588

	その他の包括利益累計額			非 株 主 支 持 配 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	25,763	-	25,763	3,467,469	14,097,815
会計方針の変更による累積的影響額					7,846
遡及処理後当連結会計年度期首残高	25,763	-	25,763	3,467,469	14,105,662
当連結会計年度変動額					
新株の発行					708,725
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,526,471
自己株式の取得					△59
連結範囲の変動					△4,576
連結子会社株式の取得による持分の増減					△489,459
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△25,763	△6,634	△32,397	△152,695	△185,093
当連結会計年度変動額合計	△25,763	△6,634	△32,397	△152,695	△1,496,933
当連結会計年度末残高	-	△6,634	△6,634	3,314,774	12,608,729

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 24社
- ・主要な連結子会社の名称 「事業報告」の「1 企業集団の現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 合同会社R JプラタナスGP
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 ルーフエナジー匿名組合事業

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 合同会社R JプラタナスGP
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人他6社は新たに持分の過半を取得したこと等により連結の範囲に含め、株式会社みらい電力他2社は重要性が乏しくなったこと等に伴い、連結の範囲から除外しております。
- ② 持分法の適用の範囲の変更 当連結会計年度における持分法適用の範囲の変更はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(i) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(ii) その他有価証券

・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

以外のもの

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「投資有価証券」または「その他の関係会社有価証券」として計上しております。また、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ 時価法

ハ. 棚卸資産

・販売用発電所、仕掛販売用発電所、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）なお、販売用発電所は有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

また、当社および連結子会社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～57年

機械装置及び運搬具 2年～22年

その他 2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・のれん

20年の定額法により償却しております。

・顧客関連資産

効果の及ぶ期間（10年～17年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- 八、リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ、貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ、事業整理損失引当金 事業整理による損失に備えるため、当連結会計年度末における損失負担見込額を計上しております。
 - ハ、修繕引当金 定期修繕費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

開発事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の開発業務を行っており、顧客との契約に基づいて役務提供を行う義務を負っております。また、契約に基づいて役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

EPC等工事請負においては、顧客と工事請負契約等を締結し、当該契約に基づいて施工を行う履行義務を負っております。工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

発電所売却においては、主に再生可能エネルギー発電所の売却を行っており、顧客との契約に基づいて再生可能エネルギー発電所の引き渡しを行う義務を負っております。また、契約に定められた引き渡し時に収益を認識しております。

売電事業においては、顧客と電力供給契約等を締結し、当該契約に基づいて当社グループの保有する再生可能エネルギー発電所から発電された電力の供給を履行義務として認識しております。顧客に対して行う電力の供給であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。

O&M事業及びAM事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の運営及び管理業務を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。サービス提供義務につい

ては、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約又は取引条件により決定しており、契約又は取引条件において定められた時期に受領しております。対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

支払利息の取得原価への算入に関する注記

再生可能エネルギー事業に要した借入金に対する開発期間中の支払利息を、当該資産の取得原価に算入しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点として、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、会計方針の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は7,846千円増加しております。また、当連結会計年度の売上高は15,111千円、売上原価は8,122千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,988千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当連結会計年度より「契約負債」として「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「前払費用」(当連結会計年度は、847,123千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「建設仮勘定」は7,810千円であります。

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「長期前払費用」は1,581,010千円であります。

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「繰延税金負債」は1,135,979千円であります。

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「長期未払金」は85,194千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「受取補償金」(当連結会計年度は、567千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「還付金収入」(当連結会計年度は、1千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,471,456千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。

課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能価額の見積りが減少し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 販売用発電所等の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用発電所 16,855,180千円

仕掛販売用発電所 1,200,113千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とし、その差額を費用計上いたします。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

販売用発電所等の正味売却価額は個別発電所から得られる売電による将来のキャッシュ・フローを期

待利回りで割り戻すことにより算定した金額が使用されており、主要な仮定は将来の予測発電量と期待利回りであります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

正味売却価額の算定においては、天候の影響などによる発電量の変化、再生可能エネルギー発電所の販売市況、金利市場の動向などによって、当該仮定に変化が生じた場合には、販売用発電所等の正味売却価額の見直しが必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

従来、日本国内において固定買取価格制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電所については、すべて販売用発電所として計上し、耐用年数を17年として減価償却を行っておりましたが、中期経営計画における目標である「再生可能エネルギー発電所を自社保有して安定的な売電収入を得る」ことを実現するため、再生可能エネルギー発電所の一部の保有目的変更に伴い有形固定資産に振り替えることを契機に、長期計画を立案して有形固定資産としての経済的使用可能予測期間の検討を行った結果、定期的な保守の実施等により、従来の耐用年数よりも長期間使用することが明らかとなったため、当連結会計年度より、耐用年数を20年に変更することといたしました。なお、この変更により当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ151,472千円増加しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	739,479千円
売掛金	832,207千円
営業投資有価証券（注1）	391,052千円
前払費用	201,914千円
販売用発電所	15,952,238千円
仕掛販売用発電所	540,744千円
建物	129,063千円
建物附属設備	7,722千円
構築物	698,636千円
機械及び装置	84,059,050千円
工具、器具及び備品	19,464千円
土地	2,317,323千円
借地権	1,693,269千円
投資有価証券（注2）	16,487,530千円
関係会社株式（注3）	3,293,457千円
長期前払費用	2,674,669千円
計	130,037,826千円

(注1) 営業投資有価証券391,052千円は、連結計算書類上、相殺消去しております。

(注2) 投資有価証券16,487,530千円の内13,900,077千円は、連結計算書類上、相殺消去しております。

(注3) 関係会社株式3,293,457千円は、連結計算書類上、相殺消去しております。

② 担保に係る債務

短期借入金	1,000,000千円
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	3,930,405千円
1年内返済予定の長期借入金	7,296,364千円
未払金	744,400千円
長期借入金	39,550,082千円
ノンリコース長期借入金	68,240,978千円
長期未払金	3,093,700千円
計	123,855,929千円

③ 財務制限条項

当社及び連結子会社が締結している金銭消費貸借契約のうち、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びDSCRにかかる財務制限条項が付されているものは次のとおりであります。なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

1年内返済予定の長期借入金	49,700千円
長期借入金	613,500千円
計	663,200千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

販売用発電所	700,633千円
--------	-----------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	29,168,370株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,775,190株
------	------------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入、社債発行及び匿名組合出資）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的及び長期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、主として未上場企業の株式及び出資金を投資対象としたものであります。これらの資産は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利ス

ワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理規程に従い、営業債権について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 社 債	(1,748,000)	(1,754,963)	6,963
(2) 長 期 借 入 金	(53,221,969)	(53,480,368)	258,399
(3) ノンリコース長期借入金	(79,336,092)	(78,800,430)	△535,662
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 1.負債に計上されているものについては、()で示しております。

2.社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のノンリコース長期借入金を含んでおります。

3.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

4.現金及び預金、短期借入金等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式	3,316,835
非上場出資金	48,110

これらについては、市場価格がないことから、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	1,754,963	－	1,754,963
長期借入金	－	53,480,368	－	53,480,368
ノンリコース長期借入金	－	78,800,430	－	78,800,430

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規の社債発行、借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、鹿児島県南九州市穎娃町その他地域において、太陽光発電事業用の土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
2,816,351千円	3,108,693円

(注) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	再生可能エネルギー事業
売上高	
フロー型収益	1,233,953
ストック型収益	15,222,785
顧客との契約から生じる収益	16,456,739
その他の収益	1,262,220
外部顧客への売上高	17,718,960

(注) 1. 「フロー型収益」は、開発業務、EPC等工事請負および発電所売却による収入であります。

2. 「ストック型収益」は、売電事業等、O&M事業およびAM事業による収入であります。

3. 「その他の収益」は匿名組合からの分配損益および地代収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)会計方針に関する事項
④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(ア) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当連結会計年度の期首及び期末残高は次のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 期首残高 (2022年1月1日)	当連結会計年度 期末残高 (2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	1,878,153	1,382,408
契約資産	62,946	39,460
契約負債	8,636	7,831

顧客との契約から生じた債権は、連結会計年度末時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち無条件になっている売掛金等であります。

契約資産は、連結会計年度末時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であり、主に請負工事等において、進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る、当連結会計年度末時点で未請求の権利です。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、当社グループが顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであり、主に工事請負契約に基づき顧客から受領した手付金等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、8,636千円であります。

(イ) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は126,887千円であり、当該残存履行義務について、今後1年以内に収益を認識することを見込んでおります。

なお、上記以外の取引について、当社グループにおいて、当初の予想契約が期間1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	318円63銭
(2) 1株当たりの当期純損失	52円70銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(第12回新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。) を発行することを決議しました。

新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

リニューアブル・ジャパン株式会社第12回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2023年2月28日

3. 割当日

2023年3月1日

4. 払込期日

2023年3月1日

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権の総数

900個

7. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金271円

8. 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金504円とする。

9.行使価額の調整

(1)当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2)当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3)本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

10.本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2027年3月31日まで（但し、2027年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

11.その他の本新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社

外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

(2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3)本新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が15,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

12.本新株予約権の取得

(1)当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式

移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

- (2)当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

13.本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

14.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15.本新株予約権の行使請求の方法

- (1)本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定め

る口座に入金された日に発生する。

16.組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

(7)新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第14項に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

17.新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18.本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

19.本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式を基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金271円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金50,400円とする。

20.その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(第13回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議しました。

新株予約権の発行要項

1.本新株予約権の名称

リニューアブル・ジャパン株式会社第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2.申込期間

2023年2月28日

3.割当日

2023年3月1日

4.払込期日

2023年3月1日

5.本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6.本新株予約権の総数

1,500個

7.各本新株予約権の払込金額

1個当たり金172円

8.本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金504円とする。

9.行使価額の調整

(1)当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2)当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3)本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

10.本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2029年3月31日まで（但し、2029年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

11.その他の本新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

(2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りに

なった場合

- 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3)本新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が20,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

12.本新株予約権の取得

(1)当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

(2)当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(3)当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

13.本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

14.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15.本新株予約権の行使請求の方法

- (1)本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16.組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

(7)新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第14項に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

17.新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18.本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

19.本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式を基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金172円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金50,400円とする。

20.その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の

趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

13. その他の注記

(追加情報)

(保有目的の変更)

保有目的の変更により販売用発電所及び仕掛販売用発電所から有形固定資産及び無形固定資産へ65,869,454千円を振り替えております。それに伴い、前払費用から長期前払費用へ2,955,209千円を振り替えております。

また、保有目的の変更により営業投資有価証券から投資有価証券へ3,041,266千円を振り替えております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	4,273,310	4,273,310	4,273,310	2,324,921	2,324,921	-	10,871,543
会計方針の変更による累 積的影響額				7,846	7,846		7,846
遡及処理後当期首残高	4,273,310	4,273,310	4,273,310	2,332,768	2,332,768	-	10,879,390
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	354,362	354,362	354,362				708,725
当 期 純 利 益				1,223,127	1,223,127	-	1,223,127
自 己 株 式 の 取 得						△ 59	△ 59
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	354,362	354,362	354,362	1,223,127	1,223,127	△ 59	1,931,793
当 期 末 残 高	4,627,673	4,627,673	4,627,673	3,555,896	3,555,896	△ 59	12,811,183

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	25,763	25,763	10,897,306
会計方針の変更による累 積的影響額			7,846
遡及処理後当期首残高	25,763	25,763	10,905,153
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			708,725
当 期 純 利 益			1,223,127
自 己 株 式 の 取 得			△ 59
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 25,763	△ 25,763	△ 25,763
当 期 変 動 額 合 計	△ 25,763	△ 25,763	1,906,030
当 期 末 残 高	-	-	12,811,183

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの・・ 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「投資有価証券」または「その他の関係会社有価証券」として計上しております。また、連結子会社である匿名組合への出資金については、連結決算日における仮決算を基礎とし、それ以外の匿名組合への出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用発電所、仕掛販売用発電所、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

なお、販売用発電所は、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、当社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・顧客関連資産 効果の及ぶ期間（14年～17年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 関係会社整理損失引当金

関係会社整理による損失に備えるため、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

開発事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の開発業務を行っており、顧客との契約に基づいて役務提供を行う義務を負っております。また、契約に基づいて役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

EPC等工事請負においては、顧客と工事請負契約等を締結し、当該契約に基づいて施工を行う履行義務を負っております。工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

売電事業においては、顧客と電力供給契約等を締結し、当該契約に基づいて当社の保有する再生可能エネルギー発電所から発電された電力の供給を履行義務として認識しております。顧客に対して行う電力の供給であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。

発電所売却においては、主に再生可能エネルギー発電所の売却を行っており、顧客との契約に基づいて再生可能エネルギー発電所の引き渡しを行う義務を負っております。また、契約に定められた引き渡し時に収益を認識しております。

O&M事業及びAM事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の運営及び管理業務を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。サービス提供義務については、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約又は取引条件により決定しており、契約又は取引条件において定められた時期に受領しております。対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点として、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、会計方針の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。この結果、繰越利益剰余金の当期末残高は7,846千円増加しております。

また、当事業年度の売上高は15,111千円、売上原価は8,122千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,988千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」

という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「匿名組合投資損失」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「匿名組合投資損失」は4,406千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 266,617千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能価額の見積りが減少し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 販売用発電所の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用発電所 8,336,831千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、その差額を費用計上いたします。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

販売用発電所等の正味売却価額は個別発電所から得られる売電による将来のキャッシュ・フローを期待利回りで割り戻すことに算定した金額が使用されており、主要な仮定は将来の予測発電量と期待利回りであります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

正味売却価額の算定においては、天候の影響などによる発電量の変化、再生可能エネルギー発電所の販売市況、金利市場の動向などによって、当該仮定に変化が生じた場合には、販売用発電所等の正味売却価額の見直しが必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

従来、日本国内において固定買取価格制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電所については、すべて販売用発電所として計上し、耐用年数を17年として減価償却を行っておりましたが、中期経営計画における目標である「再生可能エネルギー発電所を自社保有して安定的な売電収入を得る」ことを実現するため、再生可能エネルギー発電所の一部の保有目的変更に伴い有形固定資産に振り替えることを契機に、長期計画を立案して有形固定資産としての経済的使用可能予測期間の検討を行った結果、定期的な保守の実施等により、従来の耐用年数よりも長期間使用することが明らかとなったため、当事業年度より、耐用年数を20年に変更することといたしました。なお、この変更により当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ8,551千円増加しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	156,555千円
売掛金	115,437千円
営業投資有価証券	391,052千円
販売用発電所	7,433,889千円
機械及び装置	13,356,423千円
土地	2,317,323千円
借地権	216,532千円
投資有価証券	1,118,547千円
関係会社株式	3,293,457千円
その他の関係会社有価証券	15,368,983千円
計	43,768,203千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	7,296,364千円
長期借入金	35,875,082千円
計	44,171,446千円

③ 財務制限条項

当社が締結している金銭消費貸借契約のうち、当社の財政状態、経営成績にかかる財務制限条項が付されているものは次のとおりであります。なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

1年内返済予定の長期借入金	49,700千円
長期借入金	613,500千円
計	663,200千円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

えびの匿名組合事業	3,675,000千円
アールジェイ・インベストメント株式会社	1,315千円
計	3,676,315千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	2,692,524千円
長期金銭債権	800,000千円
短期金銭債務	234千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4,725,397千円
売上原価	617千円
販売費及び一般管理費	10千円
営業取引以外の取引高	54,558千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	38株
------	-----

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	31,112千円
関係会社株式評価損	69,701千円
敷金	9,294千円
子会社立替金評価損	144,047千円
匿名組合出資金	395,018千円
減損損失	20,218千円
減価償却超過額	380,986千円
土地評価損	38,802千円
その他	6,922千円
繰延税金資産小計	1,096,102千円
評価性引当額	△826,090千円
繰延税金資産合計	270,012千円
繰延税金負債	
顧客関連資産償却超過額	3,394千円
繰延税金負債合計	3,394千円
繰延税金資産の純額	266,617千円

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	東急不動産株式会社	(被所有) 直接16.71%	役員の兼任	営業投資有価証券の売却 売却代金 売却益	1,281,244 972,583	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 売却価格については、太陽光発電所の市場価値を勘案し、他の売却候補から提示された価格と比較の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本再生可能エネルギーオペレーター匿名組合事業	出資割合 直接 100%	匿名組合出資	匿名組合への出資 匿名組合からの払戻(注2) 固定資産の購入(注6)	1,200,000 1,203,558 19,023,000	-	-
子会社	洋野種市匿名組合事業	出資割合 直接 100%	太陽光発電事業の開発に係る包括的な支援	匿名組合への出資 匿名組合からの払戻(注2)	1,775,195 5,565,316	-	-
子会社	えびの匿名組合事業	出資割合 直接 100%	匿名組合出資	債務保証(注3)	3,675,000	-	-
子会社	赤芝水力発電株式会社	所有 直接 95%	水力発電事業の開発に係る包括的な支援	利息の受取(注4)	32,000	関係会社長期貸付金	800,000
子会社	RJエネルギー新潟阿賀野匿名組合事業	出資割合 直接 51%	匿名組合出資	サービスの提供(注5)	1,114,940	売掛金	432,573
子会社	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人	所有 間接 100%	役員の派遣	固定資産の購入(注6)	1,994,735	-	-
子会社	R EURODEVELOPMENT S.L.	所有 直接 100%	役員の派遣	増資の引受	2,931,806	-	-

子会社	アールジェイ8号匿名組合事業	出資割合 間接 100%	匿名組合出資	匿名組合への出資 固定資産の売却(注6)	1,800,000 4,812,000	-	-
子会社	RJグリーンパワー匿名組合事業	-	匿名組合出資	匿名組合への出資 匿名組合からの払戻(注2.7)	950,000 4,383,801	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額に消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 匿名組合契約書に基づき出資・払戻等しております。
3. 子会社の銀行借入に対して当社が債務保証を行っているものであり、保証料は受け取っておりません。
4. 金利については、市場価格等を勘案して決定しております。
5. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
6. 当事者間において協議の上、不動産鑑定評価額等を勘案して決定しております。
7. 当事業年度において、清算終了しているため子会社から除外し、関連当事者に該当しなくなりました。上記金額は、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 10.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	439円22銭
(2) 1株当たりの当期純利益	42円23銭

14. 重要な後発事象に関する注記

(第12回新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議しました。

新株予約権の発行要項

1.本新株予約権の名称

リニューアブル・ジャパン株式会社第12回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2.申込期間

2023年2月28日

3.割当日

2023年3月1日

4.払込期日

2023年3月1日

5.本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6.本新株予約権の総数

900個

7.各本新株予約権の払込金額

1個当たり金271円

8.本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金504円とする。

9.行使価額の調整

(1)当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2)当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3)本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

10.本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2027年3月31日まで（但し、2027年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

11.その他の本新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会

社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

(2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3)本新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が15,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

12.本新株予約権の取得

- (1)当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2)当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

13.本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

14.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15.本新株予約権の行使請求の方法

- (1)本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16.組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

(7)新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第14項に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

17.新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18.本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

19.本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式を基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金271円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金50,400円とする。

20.その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることが出来るものとする。

(第13回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行)

当社は、2023年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、以下のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議しました。

新株予約権の発行要項

1.本新株予約権の名称

リニューアブル・ジャパン株式会社第13回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2.申込期間

2023年2月28日

3.割当日

2023年3月1日

4.払込期日

2023年3月1日

5.本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6.本新株予約権の総数

1,500個

7.各本新株予約権の払込金額

1個当たり金172円

8.本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金504円とする。

9.行使価額の調整

(1)当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2)当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）

く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、社の発行済株式総数から、社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3)本新株予約権の割当日後、社が必要と認めた場合、社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

10.本新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2029年3月31日まで（但し、2029年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

11.その他の本新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が社又は社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、社又は社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

(2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9号の場合を除き、社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

2 社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず社と競業した場合（但し、社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

3 法令違反その他不正行為により、社の信用を損ねた場合

4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた

場合

- 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3)本新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が20,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

12.本新株予約権の取得

- (1)当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2)当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

13.本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

14.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

(1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15.本新株予約権の行使請求の方法

(1)本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16.組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

(7)新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第14項に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

17.新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18.本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

19.本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式を基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金172円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金50,400円とする。

20.その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

15. その他の注記

(追加情報)

(保有目的の変更)

保有目的の変更により販売用発電所及び仕掛販売用発電所から有形固定資産及び無形固定資産へ4,570,003千円を振り替えております。

また、保有目的の変更により営業投資有価証券から投資有価証券及びその他の関係会社有価証券へ14,891,244千円を振り替えております。